

24（１）推/2

ナショナルバイオリソースプロジェクト

平成 24 年度第 1 回推進委員会

議事概要

1. 日時・会場

平成 24 年 6 月 21 日（木）10：00～11：45

文部科学省 17F 研究振興局会議室

2. 出席者

推進委員会委員

漆原 秀子	筑波大学生命環境系教授
岡田 清孝	自然科学研究機構基礎生物学研究所長
（副主査）小幡 裕一	理化学研究所バイオリソースセンター長
勝木 元也	日本学術振興会学術システム研究センター副所長
（主査）小原 雄治	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所長
河瀬 眞琴	農業生物資源研究所遺伝資源センター長
篠崎 一雄	理化学研究所植物科学研究センター長
城石 俊彦	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 生物遺伝資源センター教授
林 哲也	宮崎大学フロンティア科学実験総合センター教授
福田 裕穂	東京大学大学院理学系研究科教授
森脇 和郎	理化学研究所バイオリソースセンター特別顧問

文部科学省

土屋 英俊	研究振興局ライフサイエンス課ゲノム研究企画調整官
細野 亮平	研究振興局ライフサイエンス課生命科学研究係長
齋藤 正明	研究振興局ライフサイエンス課生命科学研究係

独立行政法人理化学研究所

尾前 二三雄	理化学研究所筑波研究推進部企画課主幹
--------	--------------------

国立遺伝学研究所

鈴木 睦昭	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室長
野田 潔	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所管理部長
松永 茂	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所管理部研究推進課長

ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局

佐藤 清	事務局長
------	------

小島 美智代 事務局員
平田 裕美 事務局員
高野 道子 事務局員

3. 議事

1. 開会

2. 挨拶

3. 第3期 NBRP の推進体制について（資料1）

4. 平成24年度 NBRP 採択課題について（資料2, 参考資料1）

5. 平成24年度 NBRP の事業計画について（資料3-1, 2, 3, 4, 5 参考資料1, 2, 3, 4）

6. 名古屋議定書に関する啓発活動と相談体制について（資料4）

7. 閉会

4. 配付資料

資料 1 : 平成24年度 NBRP 推進体制及び推進委員会

資料 2 : 平成24年度ナショナルバイオリソースプロジェクト実施機関一覧

資料 3-1 : 平成24年度 NBRP の活動予定（案）

資料 3-2 : 平成24年度 Site Visit 実施計画（案）

資料 3-3 : NBRP シンポジウム—第3期への挑戦—（案）

資料 3-4 : 平成24年度 NBRP 広報活動企画（案）

資料 3-5 : 平成24年度リソース運営委員会開催予定

資料 4 : 生物多様性条約—名古屋議定書の採択に伴う遺伝資源の取得と利益配分（ABS）に対する対応の構築

参考資料

参考資料 1 : 平成24年度 NBRP 実施機関一覧

参考資料 2 : 平成24年度 NBRP 広報企画WG委員名簿

参考資料 3 : 平成24年度 NBRP 運営委員会委員長名簿

参考資料 4 : 平成23年度 NBRP 第2回推進委員会議事概要

以上

議事概要

1. 開会

- ・佐藤局長より、配付資料の確認があった。
- ・規定により以後の議事は小原主査にお願いする。

2. 挨拶

- ・文部科学省ライフサイエンス課、土屋調整官より挨拶があった。

3. 第3期 NBRP の推進体制について

<佐藤局長より、資料1に基づいて説明>

- ・推進体制は、平成21年度にNBRPが補助金事業になったときの体制を継続する。
- ・推進委員も、昨年度までの委員が全員再任する。任期は1年、再任は妨げない。
- ・小原主査から副主査に小幡委員の指名があり了承された。
- 次の代も入れなければならないが、移行期なので当面このままいく。後で追加もあり得るので、次世代のホープを入れていきたい。推進委員会の名前は残し、文科省と連携・調整しながら提言とフィードバックをうまく回していきたい。(小原主査)

4. 平成24年度 NBRP 採択課題について

<土屋調整官より、資料2に基づいて説明>

- ・平成24～28年度の中核的拠点整備プログラムと情報センター整備プログラム、平成24年度のゲノム情報等整備プログラム、平成24～25年度の基盤技術整備プログラムの課題を公募し、課題選考委員会の書面審査とヒアリング審査を経て決定した。
- ・公募は2回に分け、1回目は継続分の中核的拠点整備プログラムと情報センター整備プログラムで、中核的拠点整備プログラムは理化学研究所運営費交付金から実施される5課題を含め25課題、情報センター整備プログラムは1課題を採択(2月24日発表)。
- 2回目は、新規課題の中核的拠点整備プログラムで4課題、ゲノム情報等整備プログラム2課題と基盤技術整備プログラムで3課題を採択(6月1日発表)。
- ショウジョウバエで宮崎大学が入った等、分担機関が増えた感じがするが、バックアップの形のものが幾つかあったということか。(小原主査)
→はい。宮崎大学の明石先生はミヤコグサ・ダイズの課題管理者だが、バックアップを保存するというので、分担機関になってもらっている。(土屋調整官)
- ネットアイツメガエルは継続で不採択、新規に広島大学単独で採択。(土屋調整官)
- ヒト臍帯血は、今までどこでやっていたのか。(勝木委員)
→6月まで再生医療のプロジェクト、7月からこの事業に移る。(土屋調整官)
- 高久先生たちが財団法人でやろうとしていたが、経済的にやっていけず公的支援を仰ぐことになった。それ自身は賛成だが、どんどん増えてお金がかかる。こちらに入ったときに圧迫されるのもどうかと思う。(勝木委員)
→今、再生医療実現化プロジェクトでやっているが、24年度で終わることもあり、5000万円の予算の組み替えをしてこちらに持ってきて、きちんと公募・審査を経て

- 採択され、そのまま予算と一緒にこちらでやることになった。(細野係長)
- 財団で持てなくなったのは、維持費が増え、使うこともあまりなかったからだろう。
やるべきことだとは認めるが、公的枠組みの中でいいのか、便宜的に考えない方が
臍帯血バンクにとってもいいのではないか。(勝木委員)
→高久先生のグループではなく、臍帯血バンク事業で、医療用に使えない臍帯血を
研究用に回すという別のスキーム。当初は再生医療に特化していたが、臍帯血が理
学部や薬学部も使える試料になってきたので、こちらに移そうというロジックだ。
IC も、生命科学一般に使うということで取っている。(小幡委員)
 - 継続できなかったものは、自分たちで何とかするしかないのか。(漆原委員)
 - 不採択 2 件は、第 3 期はバックアップが不必要という議論か。(城石委員)
→課題選考委員会が、NBRP に不適切なので不採択にしたと思う。(土屋調整官)
→2 回ヒアリングし、不採択になってもリソースが大丈夫かは確認した。(小幡委員)
 - ウミシダが不採択になったのは、お金がなくてもいいということか。(森脇委員)
→まだモデルになっていない。研究はそのままできると思う。(福田委員)
→ウミシダは震災のときに失われたが、また回収できているし、リソースとして次
のチャンスはある。ES 細胞も利用者が使う体制はできている。(小原主査)
 - 入っていないところは今後入れていくのか。ニワトリなど生き物は難しい。(林委員)
→明石さんの場合は、バックアップといっても、生体ではなくクローン等だ。生き
物としてのバックアップはどういうふうに持ち合っているか。(小原主査)
 - 公募要項では、バックアップ体制はどうなっているのか。(小原主査)
 - 昨年 8 月にバックアップの調査をして、予算が必要なところは付けて、その予算申
請を載せてきたところは、バックアップがこの中に載っていた。(小幡委員)
→継続課題は、そこも含めて申請する際にきちんと体制を整えていただき、それも
予算計上してきて、採択する形になっている。(細野係長)
 - 継続については生き物も含めて昨年夏に指導し、予算も付けてバックアップ体制を
作ったので、それが第 3 期で申請してこないところはないという判断。(小幡委員)
 - 分担機関に載っているかどうかはケース・バイ・ケースですね。(小原主査)
→民間企業等に外注しているところは載っていないが、大学同士等でバックアップ
するところは機関として責任を持ち分担機関に位置付けてしてもらう。(細野係長)
 - 最初は位置付けられないと認識し、困って相談したら「分担機関にしてください」
とやがて連絡が来た。分担機関に位置付けないと、少しのお金をどこが払うかでバ
ックアップ不可能になっていたのでは、よかった。(漆原委員)
 - それは公募が始まった後か。(城石委員)
→公募が始まってからだ。説明会の理解が違って、公募のときも駄目だと思っ
ていたが、ご相談したら、いいということになっていた。(漆原委員)
 - 正式に分担機関と入った方がすっきりしている。(城石委員)
 - 今後、今までそのリソースと関係なかった機関をバックアップにする場合は、契約
書をしっかり記載してもらうしかないのか。(土屋調整官)
 - 中核機関からの再委託でもいいのか。(小原主査)
→役務としてお願いすることは可能だが、責任関係が不明確になる。きちんと分担

- 機関に位置付けてやる必要があると思う。(細野係長)
- それを途中からできるかどうか。(城石委員)
→途中で必要が出た場合は、大学同士で契約書か覚書を交わしてもらうしかない。
(土屋調整官)
 - 課題選考ということになるのか。(小原主査)
→途中で分担機関を追加する場合は、課題選考委員会に認めてもらう形。(細野係長)
 - 体制変更希望があったらどうするのか。毎年申請してもらうのか。(小原主査)
→補助金上の手続きとしては毎年、申請してもらう。(細野係長)
 - 同じなら簡単な審査でいいし、付け加えはきちんと審査してもらうのか。(小原主査)
→体制を変える場合、補助金の手続きと同時に言われても、課題選考の手続きが間に合わないの、事前に相談いただく必要がある。(細野係長)
→ここでも聞いた方がいい。(小原主査)
→新規採択の方には、そういうメッセージを伝えないといけない。(福田委員)
 - バックアップを他機関に置く場合、トラブルは直面するまで分からない。覚書をすればいいと思ったら大変なので、新しいところにはぜひ連絡をお願いしたい。(漆原委員)
 - 各リソースの運営委員会できちんと話し合ってくださいことも大切だ。(細野係長)
 - 「バックアップ分担」等、違う言葉を使わないと、分担機関がやたらに増えて分からなくなるので困る。分かるように明示しておいてもらった方がいい。(福田委員)
→そこから提供することを前提としての代表機関、分担機関なので、便宜上、「バックアップ分担機関」等の言い方をした方がよい。(土屋調整官)
 - あくまでバックアップで、研究のメインではないことを明確にする。(福田委員)
 - バックアップに特化して分担になっているなら明示する。バックアップもするし、収集・保存・提供の分担もしている場合は、分担でいい。(小原主査)
 - この一覧表にそれを全部書いておいたらいい。(森脇委員)
→検討する。(細野係長)
 - 情報センターの中の科学博物館は、GBIF のノード発信ですね。GBIF そのものは JST から環境省に移ったのか。(小原主査)
→担当は環境省に移った。お金も環境省が出す。(細野係長)
→GBIF 本部への拠出金は環境省から出すが、GBIF の国内ノードの活動は今までどおり文部科学省、NBRP の情報センター整備プログラムから出す。(土屋調整官)
 - 昔あった技術委員会のようなものは、まだあるのか(小原主査)。
→もう JST ではなくなっている。(細野係長)
 - 環境省で何か連絡会のようなものはあるのか。(小原主査)
→まだ作られていないようだ。(細野係長)
 - 新規課題や代表者が変わったリソースは、運営上、NBRP がどうあるべきかというのは推進委員会として今後ケアしていかななくてはならない。(小幡委員)
 - 参考資料 1 では、新規リソース、課題管理者の変更のあったところ、バックアップに加わったところにマーカーを付けてある。(佐藤局長)
 - ネットイツメガエルは、代表機関が変わったのではないか。(福田委員)

→新規だから変わったことにならない。機関が変わったのはショウジョウバエだけ。
(小原主査)

●ゲノム情報整備プログラムは、今後、お金があれば毎年公募するのか。(小原主査)
→あればする。(細野係長)

●基盤技術整備プログラムで、原則1年などの付帯事項はどうなるのか。(小原主査)
→原則2年だが、設備購入に重点を置く課題でもあったので、1年目の研究の進捗状況で2年目も認めることになった。来年の1~2月に研究の進捗状況を発表いただき、その結果でご議論いただく。(細野係長)

●評価委員会を立ち上げるのか。(小幡委員)
→課題選考委員会でヒアリングなりをして、確認することになる。(細野係長)

5. 平成24年度NBRPの事業計画について

<佐藤局長より、資料3-1, 2, 3, 4, 5、参考資料1, 2, 3, 4に基づいて説明>

- ・資料3-1は平成24年度NBRPの全体の活動予定を示したもので、リソース整備事業全体を円滑に運営するため、関係会議の開催実務、広報・普及に関する業務、プロジェクト推進のための支援業務を行う。
- ・資料3-2は平成24年度Site Visitの実施計画。新しい四つのリソースとミヤコグサ・ダイズを実施する予定である。
- ・資料3-3は、第3期NBRPの開始を記念して行うNBRPシンポジウムの案。
- ・資料3-4は、平成24年度NBRP広報活動の予定である。国立遺伝学研究所一般公開第15回国際分子・植物・微生物相互作用学会、日本遺伝学会、日本生物工学会、日本分子生物学会、日本農芸化学会、ANRRCで広報活動を予定している。
- ・資料3-5は、平成24年度リソース運営委員会の開催予定をまとめたもの。既に六つのリソースで実施されている。
- ・参考資料1は、現時点の実施機関一覧。新規リソース、課題管理者が交代したところ、バックアップの分担機関にマーカーを付けてある。
- ・参考資料2は、広報企画ワーキンググループの名簿、参考資料3は運営委員会委員長名簿、参考資料4は前回の推進委員会の議事概要である。
- Site Visitは、新規のところは運営委員会と一緒に日で行った方がよい。代表者には説明しても、運営委員会が全く違う意志を持って運営されると困る。(小幡委員)
→文科省やNBRP事務局としても、ぜひそのようにお願いしたい。できる限り、同一日ということで調整させていただきたい。(土屋調整官)
- 昨年、15~16回運営委員会に出たが、確かに運営委員会の考え方が違うところがあるので、一緒にやった方がいい。(森脇委員)
- うまくいくように予定を立てていただければ。方向は皆さん賛成だと思うが、結果的に誰も行けなくなるのもまずい。その場合は運営委員会だけでもどこかでということもある。(小原主査)
- 運営委員会の日程は、もう決まっているのか。(漆原委員)
→新規のところ、日にちが決まっているのは一つだけだ。(小幡委員)
→ゾウリムシ以外でも、大体の予定ですが連絡を受けています。(佐藤局長)

- 今の意見を受けて、その方向で調整してもらえない。(小原主査)
- できれば一緒にやった方が効率もいい。(佐藤局長)
- 2 期が始まったときに説明するとき、考え方の違いがあった。それを課題管理者だけが説明するより楽かと思う。(漆原委員)
→できるだけ運営委員会と Site Visit を一緒にやる方向で検討したい。(佐藤局長)
- シンポジウムの「第3期への挑戦」は、「への」だとまだ始まっていないことになるので、「の」ではないか。(小原主査)
- 病原微生物の運営委員会が入っていない。何も言ってこないのか。(林委員)
→まだ連絡がない。(佐藤局長)
- 病原微生物は、新体制で不安は多少減ったのか。(城石委員)
→いや、今年は運営委員会をしっかりとやると言われていたはずなのだが。(林委員)
→私も行ったが、ほかの運営委員会と全然違う。(森脇委員)
- プロジェクト推進のための追加論文調査は、事務局もやるということか。(小原主査)
→やりたいと思っている。事後評価報告書や、最近メディアで NBRP 関係のニュースが結構出ているので、それらもできるだけ集めて整理したい。(佐藤局長)
- 山崎さんが作っているホームページに中核機関がどんどん論文を登録しているので、そちらと連携すればよい。プレス発表なども、事務局から中核機関に、教えてくれるように言うておいてはどうか。(小幡委員)
→そういう成果の情報を積極的に情報を集めていきたい。新聞に出たものは、直接管理者に詳しい情報をもらっているの、それを蓄積していく。(佐藤局長)
- ゼブラフィッシュ系統のバックアップ保存を基生研がやると書いてあるが、これは生体か、凍結か。(小原主査)
→凍結だ。(細野係長)

6. 名古屋議定書に関する啓発活動と相談体制について

<鈴木室長より資料4に基づいて説明>

- ・名古屋議定書が採択され、各国で批准に向けての動きがある。バイオリソースは基本的にすべて遺伝資源と見なされ、大学等における対応体制の構築が急務となっており、NBRP の中に対応窓口を開設する。
- ・対応窓口では、啓蒙活動として大学の講習会、ホームページの開設、弁護士・弁理士・大学知財本部の職員等をアドバイザーとした体制づくり、情報の収集・分析、研究会による討論、MTA 関連の相談を考えている。
- ・(土屋調整官より補足) 情報センター整備プログラムの公募要件に、名古屋議定書、ABS に関する相談窓口の設置が入っている。情報センター整備プログラムは遺伝研が代表機関なので、実質的な窓口は、国立遺伝学研究所知的財産室となっている。
- 最終的に、何年にさかのぼるところは見えているのか。(林委員)
→未定だが、名古屋議定書発効からにしようと頑張っている。(鈴木室長)
- 各国批准に向けて動きがあるという場合、どういう内容で批准するのか。批准となったら、そこは当然決めるのでは？(小原主査)
→国内の体制を整えないまま批准した国もあるが、国内法を作るなど、国内の体制

を整えてから批准するのが普通だ。(鈴木室長)

- 林さんの質問は、ワシントン条約の場合は決まっているけれども、今回の場合はまだ決まっていないのか。(小原主査)

→各国が国内法で決めることになる。途上国は、93年、あるいは大航海時代までさかのぼるなどと言っている。日本は一貫して、議定書が発効してからと言っているが、それが国内法にどう反映されるかはこれからの議論だ。(河瀬委員)

- 国内法はもう作られているのか。(小幡委員)

→日本はABSに関する国内法はない。(河瀬委員)

- 作る動きは？(小幡委員)

→今、いろいろ検討していると思う。主管は環境省だ。(河瀬委員)

- 文科省は、学問を阻害するようなことは排除する姿勢なのかどうか。もう一つ、日本のフレームワークとして、わが国のリソースを出すときにどうするのかという議論が全くないのは、片手落ちだと思うのだが。(小幡委員)

→学術研究を阻害するようなことがあってはいけなくて、窓口となっている生命倫理・安全対策室から、環境省や関係省庁にそういう意見があることは伝えている。ただ、諸外国との交渉、関係省庁との話し合いという部分もあり得るので、結論はまだ全く分からない。(土屋調整官)

- そういう状況にあるからこそ、文科省が、利益を生んでいないときまで網を掛けるのかと主張していただかないと、どうにもならない。(小幡委員)

- 世界の科学への貢献が資源国への貢献につながるなど、非金銭的な利益配分は今までも十分しており、その事例を示していく必要がある。また、遺伝資源の利用の利益配分は、生物資源の利益配分全体の話ではない。そこをきちんと押さえて、他の先進国と一緒に主張していかないと、遺伝資源あるいは生物資源全体の国際的な利用を阻害しかねない。学術的な利用と言っている、最終的には産業的な利用につながる場合もあるので、産学が歩調をそろえて、主張すべきところは主張し、それを政府の交渉代表団に担いでいってもらわないといけない。(河瀬委員)

- 寄って立つところの問題なので、文科省にスタンスを確認してほしい。(小幡委員)

- 国をまたいだ物のやりとりに関する取り決めなので、当然、最終的に国内法だけで対処できるものではない。(城石委員)

- ABSの議定書そのものが国内法と国内法をつなぐものだが、日本の国内では議定書が発効してからと、はっきり定めておけば、資源国が遡及を法律に盛り込んでも、その部分は議定書というブリッジを渡ってこないと主張できる。(河瀬委員)

- 全体の枠組みの中では、統一的な、どこまで遡及するかという議論は、最終的に着地点を見いだそうという方向はあるのか。(城石委員)

- 遡及適用は、この条約を作るときの積み残しの議論だ。そこをコンプロマイズして作ってしまってから、どうするのだという議論が始まり、法的な縛りのないガイドラインができた途端に、やはり法的な枠組みを作ろうと蒸し返されているので、この交渉はかなり続くと思う。逆に言うと、日本は日本のスタンスをはっきりさせなければいけないときに来ている。(河瀬委員)

- キクや一般微生物、病原微生物などは、結構古くに移ってきたものがそろっている。

今も持っているものの分譲をどうするのか、プラクティカルには問題になってくる。(林委員)

- そのときにどうするのかではなくて、分譲するで、どうやって守るかを考えないといけない。議定書ができたときの準備はしなくてはいけない。しかし、カードは向こうから切らせるというスタンスで、したたかにやらないといけない。(小幡委員)
- 93 年以前のものには適用されないと考えて、まず間違いない。問題は 93 年から議定書発効までだが、後ろ向きに遡及適用されると困るので、それを認めるようなことは日本政府も言わないと思う。しかも、議定書を守らなければいけないのは国であり、利用者はその国が作った法律に従う格好になる。うちの遺伝資源は、93 年以前に海外から入ってきたものには、制限を設けていない。それ以降のものは、アクセスした時点で、相手国に国内法があれば、それに従っているかどうかで判断する。国内法がない場合は、相手国のオーソリティにそれなりに話を通っているかどうかで、そこは精査している。ただ、議定書が発効してから適用されるべきものであるというのが、国際的な常識である。(河瀬委員)
- 最悪のケースを考えて準備しておく必要がある。それを鈴木さんをお願いすることになると思う。(小幡委員)
→有識者の意見を集めて、大学に「最悪の場合、こういうことは準備してください」ということを、啓発していかなければいけないとは思っている。(鈴木室長)
- ただ、それをホームページでさらすと、突っ込まれる。(小幡委員)
- NBRP の HP 上で ABS への対応を大っぴらにやること自体、問題かもしれない。(城石委員)
- いや。ABS はもうどこでも議論している。あとは NBRP はどういうスタンスでいくのか、文科省はどういうスタンスでいくのかにかかわってくる。(小幡委員)
- 基本的には国内法を早くがっちり固めておくことだ。(城石委員)
- 逆に、がっちり作って、国内でその辺にある植物にアクセスするときにも、まず国の許可を取らなければいけないような法律になったら困る。(河瀬委員)
- 法律だとそうなるので、何とかガイドラインでできないか。そうしないと、日本の学者はみんな優等生だから、自己規制に入ってしまう。(勝木委員)
- 優等生なのは、学者だけではなく、各省庁の皆さんもものすごくまじめに手続きを経て批准しようとする。しかし、少なくとも半分以上は国内法をきちんと持っていないし、担保する法律うんぬんは関係なしに、とにかくぱっと批准してしまったような国と交渉していかなければいけない。ボン・ガイドラインは法的な拘束力は必ずしもないが、それが議定書になるともっとシビアになるので、特にこれからの準備はきちんとしておく必要がある。(河瀬委員)
- 2000 年ごろに学会で行った先の市場で買って、ポケットに入れて持って帰ってしまったようなケースはどうなのか。(林委員)
→非常に微妙だ。相手国の当時の法律を調べる必要がある。(河瀬委員)
- しかし、文科省の説明会にしても、みんな「従うぞ」というスタンスだ。(林委員)
→だから、インテグレートしてしまうので、それがよくない。(小幡委員)
- 組み換え DNA のときの自己規制は、できないようにする話ではなく、どうしたらで

きるのかということのガイドラインだ。ガイドラインには個別性があって、あるところではできなくても、そこが P4 施設になったらやってもいい。学者の立場はそういう精神でやらないと、自ら学問の自由を阻害することになるから、こういう問題も、主張するだけ主張して切り分けていかななくてはいけない。(勝木委員)

- 研究者側が、引っ掛かることを恐れて、新しいことをしなくなるという雰囲気が怖い。原産地が南米のどこどこだから、そもそもモデルとして考えることすら不可能だということになってしまうと、新しい元気が出てこない。そういうときに、これはどんどんやっていけるかどうかを、調べてもらう窓口があるといい。(岡田委員)
→どこまでできるか、やってみないと分からないが、とにかく NBRP のリソースを守って配布することに関しては、守らないといけない。(鈴木室長)
- 原産国の国内法の調査などのところが気になる。(城石委員)
- むしろ阻害的な方に働いてしまう可能性があって、勝木さんの言われることは、まさにつながっていると思う。(岡田委員)
- 北京大学に提供しようとしたら、マウスに原産地証明を付けろという要求があった。しかし、上海は OK だ。(小幡委員)
- 議定書が発効していないのにどの国でもこの議論があり、海外から日本の植物の調査して持って帰りたいときも当局のお墨付きが欲しいと、いろいろなところに相談が来る。日本には ABS の法律がないので、この法律に従ってこうしろというものはないが、何かお墨付きがないと後で問題になると各国の研究者が自己規制に入っている。CBD に、生物資源国政府が主権的権利を持つと書いた故の呪縛だ。(河瀬委員)
- 特許申請や知財の条約等でも、同様に資源国対利用国のような図式で議論されているが、実際には資源国も利用国なので、後で自分の首が絞まるような議論が多い。しかし 93 年以降 20 年間一貫して同じスタンスの議論が続いている。例えば研究者同士が共同研究をして持ち帰り、研究者はいいと思って使うが、主権国家は肯定していないという話が出てくる。(河瀬委員)
- 国の問題にしたのは問題だ。実際には研究者や企業の問題で、対象物はグローバルにみんな興味を持っているが、国が特別それにかかわってくるのは、そこに根拠がある。(勝木委員)
- そこが肝だ。過去のことで言えば、向こうの検疫証明書があれば、当局が持ち出しを認めていることの一つの証拠にはなるかもしれない。(河瀬委員)
- 対応窓口ということで提案をいただいたので、これでやっていかざるを得ない。引き続きまたお知恵拝借になると思うので、鈴木さん、よろしく。(小原主査)

7. 閉会